

重要事項説明書

(令和7年 4月1日現在)

1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容

(1)	営業日	年中無休			
(2)	サービス拠点	高岡市下麻生89-2 だいが中田館			
(3)	利用定員	18名	1階 共同生活住居 9名	介護、予防を含む	
			2階 共同生活住居 9名		
(4)	管理者	肥田 信夫			
(5)	事業所番号	1690200462			

2 事業の目的

認知症の状態にある利用者が共同生活住居において、可能な限り家庭的な環境と地域住民の交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

3 運営の方針

- ① その人らしさを大切にすることを基本理念とし、たとえ認知症の症状が見られても、住み慣れた地域でそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう支援する。
- ② 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、24時間365日利用者と関わる中で、利用者一人ひとりの人格を尊重し、漫然かつ画一的にならないように、サービス計画に基づき、その人にあった個性のあるサービス提供を行う。
- ③ 医療的な背景により事業所でのサービス提供が困難とならない限り、最期まで共同生活住居での生活が継続できるよう、主治医や医療関係者との適切な連携を行う。

4 職員の体制

職種	主な業務	人数
管理者	管理業務	1名（兼務含む）
計画作成担当者	介護計画の作成、評価	2名（兼務含む）
介護職員	介護業務	各共同生活住居（日中）常勤換算で3名以上 （夜間）各階1名ずつ

※認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の両サービスに対応

5 料金について

【介護保険の給付対象となる料金】

※ 詳細は別紙「グループホーム中田館 利用料金一覧表」を参照下さい。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された内容に合わせて、ご契約者の負担額を変更する。

【介護保険の給付対象外の料金】

- ① 家賃 … （月額）62,000円
※入居して1年を経過するごとに、その翌年より1年間ひと月当たり1,000円を減額する（最大減額料5,000円まで）
- ② 食事料金 … 常食 【朝食：450円、昼食（おやつ含）：650円、夕食：550円】
ミキサー食【朝食：505円、昼食（おやつ含）：765円、夕食：665円】
食材管理費：200円（事業所が準備した食事ではなく、個人的に食材を準備して調理、保管、加工が必要となる場合。1日あたり）
- ③ 光熱水費 … （月額）20,400円
- ④ リネン費 … 枕、布団、シーツ等の衛生管理にかかる費用

- ⑤ 紙おむつ・パッド代 … 使用した枚数分の実費相当額
- ⑥ 理容サービス代金 … 理容サービスを利用された場合は実費負担
- ⑦ 貴重品管理費 … 小口預り金（お小遣い）を事業所で管理する費用。（月額）200円
- ⑧ その他 … 利用にあたり発生した個別の費用を実費負担

【支払い方法】

- ・毎月10日以降に、前月利用分の請求書を発行します。
・利用料金は、毎月22日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に、指定された金融機関の口座からの引き落とし対応を原則としております。
※引き落とし手数料100円＋消費税が金融機関にかかります。

6 サービス提供記録の閲覧

午前9時から午後5時までの間、閲覧を希望した場合に、利用者個人のサービス提供記録を閲覧することができる。ただし、事前に申し出ください。

7 サービスに提供に係る自己評価及び外部評価

定期的に自己評価及び外部評価または保険者や地域包括支援センター等の厚生・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受ける。

8 入居の基準

- (1) 要介護認定を受けた要介護者及び要支援2の方であって認知症の状態にある方のうち、少人数による共同生活を営む事に支障がない方。
- (2) 主治医の診断書等により緊急性のある入院治療の必要がないと確認できる方。
- (3) 所定の利用料を継続的に支払うことが可能で、身元保証人が得られる方。

9 退居の基準

- (1) 入居者に次の事由が生じた場合は、入居者またはその家族等に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。
①入居者が無断で退所し、7日間経過しても帰居の見込みがないとき。
②入居者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院する事が見込まれるとき。
③入居者の行動が本事業所の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
④入居者が負担すべき費用を3ヶ月間滞納したとき。
- (2) 入居者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。
①要介護認定の更新において、自立又は要支援1と認定されたとき。
②入居者が死亡したとき。
③入居者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
④管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
⑤入居者が入院した後、おおむね3ヶ月を経過しても退院できないとき。
⑥他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。

10 事故発生時の対応

現にサービスの提供を行っている際に、利用者の状態が急変した場合及び、突発的な事故が発生した場合は、予め届けられた連絡先に、可能な限り速やか連絡するとともに、医師に連絡を取る等、必要な対応を行う。

11 非常災害対策及び業務継続計画の策定について

天災やその他の災害が発生した場合、事業所は利用者の避難等、適切な措置を講じる。また、非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。
感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制で早期の業務の再開を図るための業務継続計画を策定し、その計画に基づいて必要な措置を講じる。また、非常災害時に備え、定期的に訓練を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

12 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為について

- (1) サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- (2) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況

- 並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (3) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性に留意して、必要最低限の範囲内で行うとともに、身体的拘束等の廃止に向けての取り組みを積極的に行う。
- (4) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- ①身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
 - ③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

13 虐待の防止について

- (1) 高齢者虐待防止のための指針を整備する。
- (2) 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- (3) 従業者に対し、高齢者虐待を防止するための研修を定期的に実施する。
- (4) サービス提供中に、当該事業所の従業者または、養護者（現に養護している家族・親族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村等に通報する。
- (5) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者は当該事業所の管理者とする。

14 ハラスメント行為に対する対応について

利用者又はその家族等が、従業者または他の利用者に対し、下記のようなハラスメント行為を行い、事業者が、利用者またはその家族等へ啓発や再発防止を働きかけたにもかかわらず改善の見込みがなく、相当な範囲を超えたものにより、他の利用者の人権や、従業者の就業環境が害される場合、また適切なサービスを提供できない場合は、直ちに利用契約を解約することができるものとする。

※ハラスメント行為の例	
身体的暴力	物を投げる、叩く、蹴る、服を引っ張る、唾を吐く等 (回避したため危害を免れた場合を含む)
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 大声を出す、誹謗中傷、理不尽な要求をする、脅迫する等
セクシャルハラスメント	意に添わない性的な誘いかけや嫌がらせ、好意的態度の要求、 体を触る、手を握る、抱きしめる、ヌード写真や動画を見せる、盗撮をする等

15 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備している。

協力医療機関	済生会高岡病院	所在地	高岡市二塚 387-1
		電話番号	0766-21-0570
	光が丘病院	所在地	高岡市西藤平蔵 313 番地
		電話番号	0766-63-5353
協力歯科医院	林歯科医院	所在地	高岡市戸出町 2 丁目 9-13
		電話番号	0766-63-0158

16 運営推進会議の設置

当事業所では、認知所対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当り、サービスの提供状況（身体拘束の適正化）について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を実施する。

【運営推進会議構成】利用者代表、利用者家族代表、地域住民代表、市町村（地域包括支援センター）、認知症対応型共同生活介護について地検を有する者など

【開催頻度】 2ヶ月に1回程度

17 相談・要望・苦情等の窓口

事業所相談窓口		
①	だいが中田館 グループホーム	0766-36-2666
	苦情受付責任者	だいが中田館 館長
	苦情受付窓口担当者	グループホーム中田館 管理者及び計画作成担当者
法人相談窓口		
②	だいが苑 事務所	0766-62-0010

行政機関・その他受付機関		
②	高岡市長寿福祉課	0766-20-1365
④	富山県国民健康保険団体連合会	076-431-9833
⑤	富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280

【苦情処理の体制及び手順】

- (1) 苦情受付責任者へ報告。
- (2) 苦情についての事実確認を行う。
- (3) 苦情処理方法を苦情報告書に記載し、管理者決裁。
- (4) 処遇処理について関係者との連携を行う。
- (5) 苦情処理の改善について利用者に確認を行う。
- (6) 苦情処理は1日以内に行われることを原則とする。
- (7) 苦情処理についての成果等を苦情報告書に記録する。

18 個人情報の取扱について

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適性かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図る。

【個人情報相談窓口、個人情報（文書）管理者】グループホーム中田館 管理者

【個人情報統括責任者、個人情報統括文書管理者、個人情報管理責任者】だいが中田館 館長

以上、認知症対応型共同生活介護サービス提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

グループホーム中田館	職 名
	氏 名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、サービスの利用開始に同意しました。

年 月 日

契約者 (利用者本人)	住 所
	氏 名

身元引受人及び連帯保証人	住 所
	氏 名
	続 柄

連帯保証人 (身元引受人と兼ねない場合)	住 所
	氏 名
	続 柄

グループホーム中田館 利用料金一覧表

(介護予防)認知症対応型共同生活介護
(令和7年4月1日～)

※2割、3割負担の方は「サービス費」及び「その他加算」に、「2割の方は2を乗じたもの」、「3割の方は3を乗じたもの」が料金となります。

介護度 区分	日 額					1日あたり	月 額		1ヶ月あたり (30日で算定)
	介護保険給付対象			保険外(実費)			保険外(実費)		
	介護サービス費 (介護報酬総単位)		介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	リネン費	食費 【常食】 (※1)		家賃 (※2) (※4)	光熱水費 (※3)	
	介護費 (基本報酬)	サービス提供 体制強化加 算 (Ⅰ)	介護報酬 総単位数 × 18.6%						
要支援2	749	22	143	100	1,650	2,664	62,000	20,400	162,332
要介護1	753		144			2,669			162,475
要介護2	788		151			2,711			163,720
要介護3	812		155			2,739			164,574
要介護4	828		158			2,758			165,143
要介護5	845		161			2,778			165,748

(※1)【常食／日】朝食450円、昼食(おやつ代含)650円、夕食550円 【ミキサー食／日】朝食505円、昼食(おやつ代含)765円、夕食665円

(※2)月途中での入退去の場合のみ日割り(1日2,039円)計算とします。

(※3)月途中での入退去及び7日以上入院等となる場合に日割り(1日670円)計算とします。

(※4)家賃は入居して1年を経過するごとに、その翌年より1年間ひと月当たり1,000円を減額します。(最大減額料5,000円まで)

その他加算	初期加算	入居から起算して30日間。 医療機関に1ヶ月以上入院後、再入居の場合30日間。	1日あたり	30
	入退院支援加算	入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合。 1月に6日を限度に算定	1日あたり	246
	退所時情報提供加算Ⅱ	医療機関へ退所する入居者について、退所後の医療機関に対して入所者を紹介する際に、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。 1人につき1回限り算定。	1回	250
	科学的介護推進体制加算	以下いずれの要件を満たす場合。 ・利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等の基本的な情報を厚労省に提出。 ・上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。	1月に1回	40
	協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合。	1月に1回	40
減 算	身体拘束廃止未実施	○身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合。 ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。(運営推進会議を活用してもよい) ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。		10% 減算
	高齢者虐待防止措置未実施	○虐待の発生またはその再発防止のため、以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者にたいし、虐待の防止のための研修を定期的に開催すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		10% 減算

○介護保険給付対象外の実費料金

紙オムツ、紙パンツ等	紙おむつや紙パンツ、パット等を使用した枚数分の実費相当額
理容サービス代金(外部委託)	理容サービスを利用された場合は実費2,100円を負担していただきます。(顔そりのみ 実費1,200円)
退去時の居室クリーニング代 (外部業者委託)	退去される際に、居室を原状に復旧する費用を実費負担していただきます。(寝具類のクリーニングも含む)
貴重品管理費	小口預かり金(お小遣い)を事業所で管理する際、毎月200円を負担していただきます。
食材管理費	事業所が準備した食事ではなく、別の食材を使用しての調理、保管、加工が必要となる場合の費用として1日あたり200円を負担していただきます。(食材等はご家族等で準備をお願いします。)
その他	利用にあたり発生した個別の費用を実費負担していただきます。

※ ご利用料金等に関しては、グループホーム中田館【TEL 0766(36)2666】(肥田、長森)までお問い合わせ下さい。

